

総 政 企 第 1 号
令和 7 年 1 月 17 日

統計委員会委員長
椿 広 計 殿

総務大臣
村上 誠一郎

諮問第191号
建設工事統計調査の変更について（諮問）

標記について、令和 6 年12月25日付け国総情政第776号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

国総情政第 7 7 6 号
令和 6 年 1 2 月 2 5 日

総 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
(公 印 省 略)

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第 1 項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

建設工事統計調査

主管部課	国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室
事務担当者	建設統計係長 武田 電話 03(5253)8111 （内 28-642） e-mail: takeda-m9510@mlit.go.jp

申請事項記載書

1 建設工事統計調査

2 変更の内容

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項（詳細は別添の調査票を参照） (略) ②動態調査票甲 (略) 〔集計しない事項の有無〕 ☐無 ☒有 <u>企業名、所在地、公共機関からの受注工事のうち「イ 工事名」・「リ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体により受注した工事の持分額」及び民間等からの受注工事のうち「イ 工事名」</u>の事項は、回答状況の確認及び督促・疑義照会に用いるものであり、集計は行わない。 (略) 6 報告を求めるために用いる方法 (2) 調査方法 ☒郵送調査 ☒オンライン調査（☒政府統計共同利用システム ☒独自のシステム ☒電子メール） ☒調査員調査 ☐その他（ ） 〔調査方法の概要〕	5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項（詳細は別添の調査票を参照） (略) ②動態調査票甲 (略) 〔集計しない事項の有無〕 ☐無 ☒有 企業名及び所在地の事項は、回答状況の確認及び督促・疑義照会に用いるものであり、集計は行わない。 (略) 6 報告を求めるために用いる方法 (2) 調査方法 ☒郵送調査 ☒オンライン調査（☒政府統計共同利用システム ☒独自のシステム ☒電子メール） ☒調査員調査 ☐その他（ ） 〔調査方法の概要〕	・調査票様式の変更箇所は、別添「建設工事統計調査 調査票新旧対照表」を参照 ・基幹統計調査及び一般統計調査の承認申請等に関する事務マニュアルに基づく記載内容の適正化

・調査員調査

統計法（平成19年法律第53号）第14条の規定に基づき、都道府県知事が統計調査員を置いた場合、その指揮監督の下で、同統計調査員は調査票の配布、収集及びこれらに付帯する事務を行う。

・郵送調査

都道府県から報告者へ調査票を郵送し、報告者において記入し、これを提出期限までに返送する。

・オンライン調査（施工調査票及び動態調査票甲）

以下のいずれかの方法により行う。

(ア) 国土交通省オンラインシステム

国土交通省が報告者に対し、国土交通省が用意するオンラインシステム（以下「国土交通省オンラインシステム」という。）用のID・パスワードを郵送又は電子メールにより配布する。報告者は、国土交通省オンラインシステムにアクセスし、回答する。

(イ) 政府統計共同利用システム（e-Survey）

利用希望があった報告者に対し、国土交通省がID・パスワードを電子メールにより配布する。報告者はe-Surveyにアクセスし、回答する。

（削除）

（略）

・調査員調査

統計法（平成19年法律第53号）第14条の規定に基づき、都道府県知事が統計調査員を置いた場合、その指揮監督の下で、同統計調査員は調査票の配布、収集及びこれらに付帯する事務を行う。

・郵送調査

都道府県から報告者へ調査票を郵送し、報告者において記入し、これを提出期限までに返送する。

・オンライン調査（施工調査票及び動態調査票甲）

以下のいずれかの方法により行う。

(ア) 国土交通省オンラインシステム

国土交通省が報告者に対し、国土交通省が用意するオンラインシステム（以下「国土交通省オンラインシステム」という。）用のID・パスワードを郵送により配布する。報告者は、国土交通省オンラインシステムにアクセスし、回答する。

(イ) 政府統計共同利用システム（e-Survey）

利用希望があった報告者に対し、国土交通省がID・パスワードを電子メールにより配布する。報告者はe-Surveyにアクセスし、回答する。

(ウ) 電子政府の総合窓口（e-Gov）

報告者は国土交通省ホームページよりダウンロードしたExcel調査票に回答を入力し、e-Govの電子申請システムを利用して調査票を提出する。

（略）

・ID・パスワードの配布の迅速化を図るため

・電子政府の総合窓口（e-Gov）と連携している国土交通省オンライン申請システムの廃止（令和6年度末）に先立ち、同システムによる回答の受付が令和7年1月末に停止されるため、

7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 ①施工調査票（調査の実施期間）：毎年7月1日～<u>9月30日</u> ②動態調査票甲（調査票の提出期限）：調査対象月の翌月10日 ③動態調査票乙（調査票の提出期限）：調査対象月の翌月20日 8 集計事項 ①施工調査票 ・専業・兼業別、<u>大臣・知事許可別</u>、業種別、経営組織別、資本金階層別一企業数 ・<u>大臣・知事許可別</u>、経営組織別、業種別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高 ・専業・兼業別、<u>大臣・知事許可別</u>、経営組織別、業種別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高 ・経営組織別、<u>大臣・知事許可別</u>、業種別、資本金階層別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高（建設業専業企業） ・<u>大臣・知事許可別</u>、業種別、完成工事高規模別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高 ・<u>大臣・知事許可別</u>、業種別、従業者規模別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高 ・<u>大臣・知事許可別</u>、企業所在都道府県別一企業数、完成工事高、	7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 ①施工調査票（調査の実施期間）：毎年7月1日～<u>7月31日</u> ②動態調査票甲（調査票の提出期限）：調査対象月の翌月10日 ③動態調査票乙（調査票の提出期限）：調査対象月の翌月20日 8 集計事項 ①施工調査票 ・専業・兼業別、業種別、経営組織別、資本金階層別一企業数 ・経営組織別、業種別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高 ・専業・兼業別、経営組織別、業種別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高 ・経営組織別、業種別、資本金階層別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高（建設業専業企業） ・<u>経営組織別</u>、業種別、完成工事高規模別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高 ・業種別、従業者規模別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高 ・<u>経営組織別</u>、企業所在都道府県別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高	e-Govによる調査方法を廃止 ・報告者負担の軽減を図るため ・基幹統計調査及び一般統計調査の承認申請等に関する事務マニュアルに基づく記載内容の適正化
--	---	---

受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高

- ・業種別、企業所在都道府県別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・経営組織別、資本金階層別、企業所在都道府県別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高（建設業専門企業）
- ・業種別、施工都道府県別一施工企業数、元請完成工事高

②動態調査票甲

i 月次・年次・年度次に共通する集計事項

- ・発注機関別、工事種類別、元請・下請別一受注高
- ・業者所在地域別、業種別、発注機関別、元請・下請別一受注高
- ・業者所在都道府県別、発注機関別、元請・下請別一受注高
- ・経営組織別・資本金階層別、受注高規模別、業種別、発注機関別、元請・下請別一受注高
- ・発注機関別一請負契約額
- ・発注機関別、目的別工事分類別一請負契約額
- ・工事種類別一請負契約額
- ・発注機関別、施工都道府県別一請負契約額
- ・発注機関別、施工地域別一請負契約額
- ・発注者別一請負契約額
- ・発注者別、工事種類別一請負契約額
- ・発注者別、工事種類別、施工都道府県別一請負契約額
- ・発注者別、工事種類別、施工地域別一請負契約額

ii 月次のみの集計事項

- ・発注機関別、工事区分別一工事件数、請負契約額、JV工事件

高

- ・業種別、企業所在都道府県別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・経営組織別、資本金階層別、企業所在都道府県別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高（建設業専門企業）
- ・業種別、施工都道府県別一施工企業数、元請完成工事高

②動態調査票甲

・業種別、経営組織別、資本金階層別、建設業者所在都道府県別一受注高

- ・業種別、受注高規模別一受注高
- ・発注機関別、目的別工事分類別、工事種類一工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額（工事区分別）
- ・発注機関別、目的別工事分類別、工事規模別一工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額（工事区分別）
- ・発注機関別、目的別工事分類別、工事規模別一工事件数、請負契約額（工期別）
- ・経営組織・資本金階層別、目的別工事分類別、工事規模別一工事件数、請負契約額（発注機関別）
- ・発注機関別、目的別工事分類別一工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額（完成年度別）
- ・業種別、目的別工事分類別一工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件

数、J V工事請負契約額 ・施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額 ・経営組織別・資本金階層別、工事規模別－請負契約額 iii 年度次のみの集計事項 ・大臣・知事許可別、業種別、経営組織・資本金階層別、業者所在都道府県別、業者所在地域別、発注者別、工事種類別、元請・下請別－受注高 ・業種別、受注高規模別、発注者別、工事種類別、元請・下請別－受注高 ・発注機関別、目的別工事分類別、工事種類別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額、J V工事1件当たりの請負契約額 ・発注機関別、目的別工事分類別、工事規模別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額、J V工事1件当たりの請負契約額 ・発注機関別、目的別工事分類別、工事規模別、工期別－工事件数、請負契約額 ・大臣・知事許可別、経営組織・資本金階層別、目的別工事分類別、工事規模別、発注機関別－工事件数、請負契約額 ・発注機関別、目的別工事分類別、完成年度区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額、J V工事1件当たりの請負契約額 ・業種別、目的別工事分類別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額、J V工事1件当たりの請負契約額 ・目的別工事分類別、工事種類別、工事規模別、工期別、工事区分	当たりの請負契約額（工事区分別） ・目的別工事分類別、工事種類、工事規模別、工期別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額、J V工事1件当たりの請負契約額（工事区分別） ・発注機関別、目的別工事分類別、施工都道府県別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額、J V工事1件当たりの請負契約額（工事区分別） ・発注機関別、経営組織・資本金階層別、施工都道府県別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額、J V工事1件当たりの請負契約額（工事区分別） ・発注機関別、施工都道府県別－工事件数、請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額（工事規模別） ・業種別、施工都道府県別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額、J V工事1件当たりの請負契約額（工事区分別） ・業者所在都道府県別、資本金階層別－請負契約額（施工都道府県別） ・目的別工事分類別、工事種類、施工都道府県別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額、J V工事1件当たりの請負契約額（工事区分別） ・目的別工事種類別、施工都道府県別－工事件数、請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額（工事規模別） ・発注者別、工事種類別、工事規模別、工期別－工事件数、請負契約額（工事区分別） ・発注者別、工事種類別、工事規模別－工事件数、請負契約額（工事区分別、完成年度区分別） ・業種別、経営組織・資本金階層別、工事種類別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額（工事区分別）
---	---

別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額、J V工事1件当たりの請負契約額
・発注機関別、目的別工事分類別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額、J V工事1件当たりの請負契約額
・大臣・知事許可別、発注機関別、経営組織・資本金階層別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額、J V工事1件当たりの請負契約額
・発注機関別、施工都道府県別、施工地域別、工事規模別－工事件数、請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額
・業種別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額、J V工事1件当たりの請負契約額
・業者所在都道府県別、施工都道府県別、施工地域別、経営組織・資本金階層別－請負契約額
・目的別工事分類別、工事種類別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額、J V工事1件当たりの請負契約額
・目的別工事分類別、施工都道府県別、施工地域別、工事規模別－工事件数、請負契約額、J V工事件数、J V工事請負契約額
・発注者別、工事種類別、工事規模別、工期別、工事区分別－工事件数、請負契約額
・発注者別、工事種類別、工事規模別、工事区分別、完成年度区分別－工事件数、請負契約額
・大臣・知事許可別、業種別、経営組織・資本金階層別、工事種

別)
・業者所在都道府県別、資本金階層別－請負契約額（施工都道府県別)
・発注者別、工事種類別、施工都道府県別－工事件数、請負契約額（工事区分別、完成年度区分別)
・業種別、経営組織・資本金階層別、施工都道府県別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額（工事区分別)
・業種別、経営組織・資本金階層別、施工都道府県別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額（発注者別)
・工事種類別、施工都道府県別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額（工事区分別)

<u>類別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額</u> <u>・業者所在都道府県別、施工都道府県別、施工地域別、経営組織・資本金階層別－請負契約額</u> <u>・発注者別、工事種類別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別、完成年度区分別－工事件数、請負契約額</u> <u>・大臣・知事許可別、業種別、経営組織・資本金階層別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額</u> <u>・大臣・知事許可別、業種別、経営組織・資本金階層別、施工都道府県別、施工地域別、発注者別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額</u> <u>・工事種類別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額</u> ③動態調査票乙 i 月次・年次・年度次に共通する集計事項 <u>・発注者別、工事種類別－受注高</u> <u>・発注者別、工事種類別－大規模工事件数、受注高（注：動態調査票甲の情報をういて集計）</u> ii 月次のみの集計事項 <u>・工事種類別－施工高（月間）、手持ち工事高</u> <u>・施工都道府県別－受注高</u>	③動態調査票乙 <u>・発注者別、工事種類別－受注高</u> <u>・工事種類別－施工高（月間）、手持ち工事高</u> <u>・発注者別、工事種類別－大規模工事件数、受注高</u> <u>・施工都道府県別－受注高</u>	
---	---	--

建設工事統計調査 調査票【新旧対照表】

変更案（新）	変更前（旧）	理由等
②動態調査票甲 (調査票第1面)		誤記載防止の注意 を促すため

Ⅱ.令和 年 月分受注高（貴社で請け負った元請・下請工事の受注高を別々に記入してください。） ①消費税込みの金額を千万円単位で四捨五入し、百万円単位で記入してください。減額変更などで受注高がマイナスになった場合は、個数字の左隣に「-」を付してください。②元請工事の受注高は公共機関・民間等の発注者別で記入し、共同請負工事(以下「JV工事」という。)は持分額を計上してください。(単位:百万円) <table><tr><th rowspan="2">発注者区分 工事種類</th><th colspan="10">元 請 工 事 の 受 注 高</th><th colspan="10">下 請 工 事 の 受 注 高</th></tr><tr><th colspan="5">公 共 機 関</th><th colspan="5">民 間 等</th><th colspan="5">公 共 機 関</th><th colspan="5">民 間 等</th></tr><tr><td>土木工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>建築工事・建築設備工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>機械装置等工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 公共機関から受注した元請工事のうち、 1件500万円以上の工事を すべて第2面のⅢ. に記入してください。 第2面へ 民間等から受注した元請工事のうち、 1件500万円以上の土木工事及び機械装置等工事 1件5億円以上の建築工事・建築設備工事 をすべて第2面のⅣ. に記入してください。 Ⅲ. ー 第1面 ー Ⅳ. 受注した月の受注高を記入してください。 過去の受注高については、記入しないでください。	発注者区分 工事種類	元 請 工 事 の 受 注 高										下 請 工 事 の 受 注 高										公 共 機 関					民 間 等					公 共 機 関					民 間 等					土木工事																					建築工事・建築設備工事																					機械装置等工事																					Ⅱ. 受注高（貴社で請け負った元請・下請工事の受注高を別々に記入してください。） ①消費税込みの金額を千万円単位で四捨五入し、百万円単位で記入してください。減額変更などで受注高がマイナスになった場合は、個数字の左隣に「-」を付してください。②元請工事の受注高は公共機関・民間等の発注者別で記入し、共同請負工事(以下「JV工事」という。)は持分額を計上してください。(単位:百万円) <table><tr><th rowspan="2">発注者区分 工事種類</th><th colspan="10">元 請 工 事 の 受 注 高</th><th colspan="10">下 請 工 事 の 受 注 高</th></tr><tr><th colspan="5">公 共 機 関</th><th colspan="5">民 間 等</th><th colspan="5">公 共 機 関</th><th colspan="5">民 間 等</th></tr><tr><td>土木工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>建築工事・建築設備工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>機械装置等工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 公共機関から受注した元請工事のうち、 1件500万円以上の工事を すべて第2面のⅢ. に記入してください。 第2面へ 民間等から受注した元請工事のうち、 1件500万円以上の土木工事及び機械装置等工事 1件5億円以上の建築工事・建築設備工事 をすべて第2面のⅣ. に記入してください。 Ⅲ. ー 第1面 ー Ⅳ. 受注した月のみ受注実績を記入してください。 過去の受注（発注）については、記入しないでください。	発注者区分 工事種類	元 請 工 事 の 受 注 高										下 請 工 事 の 受 注 高										公 共 機 関					民 間 等					公 共 機 関					民 間 等					土木工事																					建築工事・建築設備工事																					機械装置等工事																					
発注者区分 工事種類		元 請 工 事 の 受 注 高										下 請 工 事 の 受 注 高																																																																																																																																																																																																						
	公 共 機 関					民 間 等					公 共 機 関					民 間 等																																																																																																																																																																																																		
土木工事																																																																																																																																																																																																																		
建築工事・建築設備工事																																																																																																																																																																																																																		
機械装置等工事																																																																																																																																																																																																																		
発注者区分 工事種類	元 請 工 事 の 受 注 高										下 請 工 事 の 受 注 高																																																																																																																																																																																																							
	公 共 機 関					民 間 等					公 共 機 関					民 間 等																																																																																																																																																																																																		
土木工事																																																																																																																																																																																																																		
建築工事・建築設備工事																																																																																																																																																																																																																		
機械装置等工事																																																																																																																																																																																																																		

調 査 計 画（変更後）

1 調査の名称

建設工事統計調査

2 調査の目的

建設工事及び建設業の実態を明らかにし、建設行政等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（☒全国 ☐その他）

(2) 属性的範囲（☒個人 ☐世帯 ☐事業所 ☒企業・法人・団体 ☐地方公共団体 ☐その他）

建設業法に基づく許可を受けて建設業を営む者（以下「建設業許可業者」という。）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

①建設工事施工統計調査票（以下「施工調査票」という。）

約11万業者（母集団の大きさ 建設業許可業者：約48万業者）

②建設工事受注動態統計調査票甲（共通）（以下「動態調査票甲」という。）

約12,000業者（母集団の大きさ 建設業許可業者：約48万業者）

③建設工事受注動態統計調査票乙（大手建設業者）（以下「動態調査票乙」という。）

49業者（母集団の大きさ 建設業許可業者：約48万業者）

(2) 報告者の選定方法（☐全数 ☒無作為抽出（☒全数階層あり） ☒有意抽出）

①施工調査票

建設業許可業者を資本金階層別・層化業種別に分類し、次の条件に基づき抽出。

○国土交通大臣の許可を受けた者（以下「大臣許可業者」という。）は全数抽出

○都道府県知事の許可を受けた者は次の条件に基づき抽出

・資本金又は出資金が3,000万円以上の業者は全数抽出

・舗装、板金、さく井工事業の許可を有する業者は全数抽出

・上記以外の許可業者について、資本金階層別、層化業種別に分類し、各層ごとに抽出率を設定（※）して抽出（都道府県別に均等抽出）

【※抽出率の設定方法】

全数抽出層以外の業者について、完成工事高の標準偏差に基づき、6つのグループに分類し、一番標準偏差が大きいグループは全数抽出とし、残りの5つのグループについては、グループ毎の平均標準偏差を指標としたネイマン配分により抽出率を設定

②動態調査票甲

建設業許可業者を母集団とし、建設工事施工統計調査の標本抽出を第1相とする層化2相抽出法により抽出。

第2相の標本抽出については、建設工事施工統計調査の結果を利用し、次の条件に基づき抽出

○完成工事高が1億円未満の業者は抽出しない

○完成工事高が50億円以上の業者は全数抽出

○上記以外の業者については、完成工事高及び公共元請完成工事高に基づき完成工事高を指標としたネイマン配分により抽出率を設定（半数は都道府県別業者数に応じて抽出し、残りの半数は都道府県別に均等抽出）

③動態調査票乙

完成工事高が比較的大きい業者のうち、国土交通大臣が指定した業者について有意抽出

（3）報告義務者：建設業許可業者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は別添の調査票を参照）

①施工調査票

- ・ 企業名及び所在地
- ・ 経営組織
- ・ 資本金又は出資金
- ・ 有形固定資産
- ・ 業態別工事種類
- ・ 就業者数
- ・ 国内建設工事の年間完成工事高
- ・ 兼業売上高
- ・ 国内建設工事の年間受注高
- ・ 建設業の付加価値額及び原価等
- ・ 都道府県別元請完成工事高（大臣許可業者及び資本金又は出資金の額が2,000万円以上の法人で都道府県知事の許可を受けたもの）

[集計しない事項の有無] ☐無 ☒有

企業名及び所在地の事項は、回答状況の確認及び督促・疑義照会に用いるものであり、集計は行わない。

②動態調査票甲

- ・企業名
- ・所在地
- ・許可番号
- ・経営組織
- ・資本金又は出資金
- ・国内建設工事の月間受注高
- ・公共機関からの受注工事（1件500万円以上の元請工事に限る）
 - イ 工事名
 - ロ 施工場所
 - ハ 発注機関
 - ニ 目的別工事分類
 - ホ 工事区分
 - ヘ 工事種類
 - ト 受注形式
 - チ 請負契約額
 - リ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体により受注した工事（以下「JV工事」という。）の持分額
 - ヌ 完成予定年月
- ・民間等からの受注工事（土木工事及び機械装置等工事については1件500万円以上、建築工事・建築設備工事については1件5億円以上の元請工事に限る）
 - イ 工事名
 - ロ 施工場所
 - ハ 発注者
 - ニ 工事種類
 - ホ 工事区分
 - ヘ 請負契約額
 - ト 完成予定年月

〔集計しない事項の有無〕 ☐無 ☒有

企業名、所在地、公共機関からの受注工事のうち「イ 工事名」・「リ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体により受注した工事の持分額」及び民間等からの受注工事のうち「イ 工事名」の事項は、回答状況の確認及び督促・疑義照会に用いるものであり、集計は行わない。

③動態調査票乙

- ・発注者別及び工事種類別の月間受注高
- ・施工場所別の月間受注高
- ・月間施工高及び月末の手持ち工事高

〔集計しない事項の有無〕 ☒無 ☐有

(2) 基準となる期日又は期間

①施工調査票

決算期が3月31日である建設業許可業者にあつては毎年3月31日、その他の建設業許可業者にあつては毎年3月31日前の直近の決算期までの1年間（就業者数については、7月1日現在）

②動態調査票甲・乙

毎月1日から末日

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

- (郵 送 調 査) 国土交通省 — 都道府県 — 報告者
- (調査員調査) 国土交通省 — 都道府県 — 統計調査員 — 報告者
- (オンライン調査) 国土交通省 — 報告者

(2) 調査方法

- ☒郵送調査 ☒オンライン調査 (☒政府統計共同利用システム ☒独自のシステム ☒電子メール)
- ☒調査員調査 ☐その他 ()

〔調査方法の概要〕

・調査員調査

統計法(平成19年法律第53号)第14条の規定に基づき、都道府県知事が統計調査員を置いた場合、その指揮監督の下で、同統計調査員は調査票の配布、収集及びこれらに付帯する事務を行う。

・郵送調査

都道府県から報告者へ調査票を郵送し、報告者において記入し、これを提出期限までに返送する。

・オンライン調査（施工調査票及び動態調査票甲）

以下のいずれかの方法により行う。

(ア) 国土交通省オンラインシステム

国土交通省が報告者に対し、国土交通省が用意するオンラインシステム（以下「国土交通省オンラインシステム」という。）用のID・パスワードを郵送又は電子メールにより配布する。

報告者は、国土交通省オンラインシステムにアクセスし、回答する。

(イ) 政府統計共同利用システム（e-Survey）

利用希望があった報告者に対し、国土交通省がID・パスワードを電子メールにより配布する。

報告者はe-Surveyにアクセスし、回答する。

・オンライン調査（動態調査票乙）

以下のいずれかの方法により行う。

(ア) 国土交通省オンラインシステム

国土交通省が報告者に対し、国土交通省オンラインシステム用のID・パスワードを電子メールにより配布する。報告者は、国土交通省オンラインシステムにアクセスし、回答する。

(イ) 電子メール

利用希望があった報告者に対し、国土交通省がExcel調査票を電子メールにより配布する。

報告者はExcel調査票に入力し、電子メールにより提出する。なお、電子メールの送受信に当たっては、個々の調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定し、セキュリティ対策を講ずる。

・督促・疑義照会

国土交通省から調査事務を受託した民間事業者が、督促及び疑義照会を行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

①施工調査票：

☐ 1回限り ☐ 毎月 ☐ 四半期 ☒ 1年 ☐ 2年 ☐ 3年 ☐ 5年 ☐ 不定期 ☐ その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： ）年

②動態調査票甲・乙：

☐ 1回限り ☒ 毎月 ☐ 四半期 ☐ 1年 ☐ 2年 ☐ 3年 ☐ 5年 ☐ 不定期 ☐ その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： ）年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

- ①施工調査票（調査の実施期間）：毎年7月1日～9月30日
- ②動態調査票甲（調査票の提出期限）：調査対象月の翌月10日
- ③動態調査票乙（調査票の提出期限）：調査対象月の翌月20日

8 集計事項

①施工調査票

- ・専業・兼業別、大臣・知事許可別、業種別、経営組織別、資本金階層別一企業数
- ・大臣・知事許可別、経営組織別、業種別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・専業・兼業別、大臣・知事許可別、経営組織別、業種別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・経営組織別、大臣・知事許可別、業種別、資本金階層別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高（建設業専業企業）
- ・大臣・知事許可別、業種別、完成工事高規模別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・大臣・知事許可別、業種別、従業者規模別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・大臣・知事許可別、企業所在都道府県別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・業種別、企業所在都道府県別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・経営組織別、資本金階層別、企業所在都道府県別一企業数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高（建設業専業企業）
- ・業種別、施工都道府県別一施工企業数、元請完成工事高

②動態調査票甲

i 月次・年次・年度次に共通する集計事項

- ・発注機関別、工事種類別、元請・下請別一受注高
- ・業者所在地域別、業種別、発注機関別、元請・下請別一受注高
- ・業者所在都道府県別、発注機関別、元請・下請別一受注高
- ・経営組織別・資本金階層別、受注高規模別、業種別、発注機関別、元請・下請別一受注高

- ・発注機関別—請負契約額
- ・発注機関別、目的別工事分類別—請負契約額
- ・工事種類別—請負契約額
- ・発注機関別、施工都道府県別—請負契約額
- ・発注機関別、施工地域別—請負契約額
- ・発注者別—請負契約額
- ・発注者別、工事種類別—請負契約額
- ・発注者別、工事種類別、施工都道府県別—請負契約額
- ・発注者別、工事種類別、施工地域別—請負契約額

ii 月次のみの集計事項

- ・発注機関別、工事区分別—工事件数、請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額
- ・施工地域別、工事区分別—工事件数、請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額
- ・経営組織別・資本金階層別、工事規模別—請負契約額

iii 年度次のみの集計事項

- ・大臣・知事許可別、業種別、経営組織・資本金階層別、業者所在都道府県別、業者所在地域別、発注者別、工事種類別、元請・下請別—受注高
- ・業種別、受注高規模別、発注者別、工事種類別、元請・下請別—受注高
- ・発注機関別、目的別工事分類別、工事種類別、工事区分別—工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額
- ・発注機関別、目的別工事分類別、工事規模別、工事区分別—工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額
- ・発注機関別、目的別工事分類別、工事規模別、工期別—工事件数、請負契約額
- ・大臣・知事許可別、経営組織・資本金階層別、目的別工事分類別、工事規模別、発注機関別—工事件数、請負契約額
- ・発注機関別、目的別工事分類別、完成年度区分別—工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額
- ・業種別、目的別工事分類別、工事区分別—工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額
- ・目的別工事分類別、工事種類別、工事規模別、工期別、工事区分別—工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額

- ・発注機関別、目的別工事分類別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額
- ・大臣・知事許可別、発注機関別、経営組織・資本金階層別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額
- ・発注機関別、施工都道府県別、施工地域別、工事規模別－工事件数、請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額
- ・業種別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額
- ・業者所在都道府県別、施工都道府県別、施工地域別、経営組織・資本金階層別－請負契約額
- ・目的別工事分類別、工事種類別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額
- ・目的別工事分類別、施工都道府県別、施工地域別、工事規模別－工事件数、請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額
- ・発注者別、工事種類別、工事規模別、工期別、工事区分別－工事件数、請負契約額
- ・発注者別、工事種類別、工事規模別、工事区分別、完成年度区分別－工事件数、請負契約額
- ・大臣・知事許可別、業種別、経営組織・資本金階層別、工事種類別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額
- ・業者所在都道府県別、施工都道府県別、施工地域別、経営組織・資本金階層別－請負契約額
- ・発注者別、工事種類別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別、完成年度区分別－工事件数、請負契約額
- ・大臣・知事許可別、業種別、経営組織・資本金階層別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額
- ・大臣・知事許可別、業種別、経営組織・資本金階層別、施工都道府県別、施工地域別、発注者別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額
- ・工事種類別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額

③動態調査票乙

i 月次・年次・年度次に共通する集計事項

- ・発注者別、工事種類別―受注高
- ・発注者別、工事種類別―大規模工事件数、受注高（注：動態調査票甲の情報をういて集計）

ii 月次のみの集計事項

- ・工事種類別―施工高（月間）、手持ち工事高
- ・施工都道府県別―受注高

9 調査結果の公表の方法及び期日

（１）公表の方法（☒e-Stat ☐インターネット（e-Stat以外）☐印刷物 ☐閲覧）

（２）公表の期日

- ①施工調査票：毎年度末
- ②動態調査票甲：調査対象月の翌々月の１０日前後
- ③動態調査票乙：調査対象月の翌月の末日

10 使用する統計基準等

☒使用する→☒日本標準産業分類 ☐日本標準職業分類 ☐その他（ ）

☐使用しない

調査票の業態別工事種類及び集計結果の表章に使用する業種は、建設業法の別表第一に掲げる工事種類及び建設事業の種類を基本とし、日本標準産業分類における細分類又は小分類の分類項目を参考に適宜追加する。また、集計結果の表章には、日本標準産業分類の中分類の一部を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

（１）保存期間

- ・記入済み調査票：２年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録：永年

（２）保存責任者

国土交通大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

「５（１）報告を求める事項」のうち、以下の事項

①施工調査票

- ・就業者数
- ・国内建設工事の年間完成工事高

- ・国内建設工事の年間受注高
- ・有形固定資産
- ・兼業売上高
- ・建設業の付加価値及び原価等

②動態調査票甲

- ・国内建設工事の月間受注高
- ・請負契約額
- ・J V工事の持分額

建設工事統計調査
令和 年 建設工事施工統計調査票（1）

提出期限 調査都道府県番号* 企業番号* 令和 年 月 日 調査票番号* 調査票の種類 1

1. 企業名及び所在地
(1) 企業名
(2) 許可番号 国土交通大臣 () 第 号
知事 () 第 号
(3) 所在地
電話 () 局 番

2. 経営組織 1 個人・・・大臣許可 3 法人・・・大臣許可
2 個人・・・知事許可 4 法人・・・知事許可

3. 資本金又は出資金(2.の経営組織で法人とした企業だけ記入してください)
・決算期が3月31日のときは、3月31日現在の決算確定値を記入してください。
・決算期が3月31日でないときは、3月31日前の直近の決算確定値を記入してください。

4. 有形固定資産(土地を除く)
・設問3と同じ決算期の決算確定値を記入してください。

5. 業態別工事種類
右に掲げる業態別工事種類一覧(32種)のうちから、年間における完成工事高の多い順に2つ選んで、その工事種類の番号を記入してください。

6. 就業者数
・7月1日現在(当日が土曜日、日曜日、休日等であったり、雨天等のため作業が通常形で行われなかった場合は、翌日以降で作業が通常形で行われた日とする。)における貴社の建設業部門の就業者数を以下の区分に従って記入してください。
・なお、建設業以外の部門がある場合は、当該部門の従業者数を最下段に記入してください。
・共通部門の従業者数は、売上高比率等適切な方法によって、建設業部門と建設業以外の部門に案内分してください。

職 種	就 業 形 態	a. 従業者(労務外注を除く) (人)		b. 労 務 外 注 (人)
		常 雇 等	臨 時 ・ 日 雇	
建設業部門	(1) 役員(経営者を含み、常勤の者に限る)			労務外注契約の相手先が、建設業許可業者である場合は除く うち安定的な者(専属的・継続的な者)
	(2) 事務、営業、販売その他の従業者			
	(3) 技術者(工事の設計、積算又は現場施工の管理・監督にあたる者)			
	(4) 現場労働者(3)技術者を除く)			
	(5) 合 計 (1)+(2)+(3)+(4)			
建設業以外の部門の従業者数(役員も含める)				

7. 国内建設工事の年間完成工事高
・1年決算のとき…決算期が3月31日のときは、3月31日現在の決算確定値を記入してください。決算期が3月31日でないときは、3月31日前の直近の決算期の決算確定値を記入してください。
・半年決算のとき…決算期が3月31日のときは、3月31日の決算確定値と3月31日前の直近の決算期の決算確定値との合計額を記入してください。
・決算期が3月31日でないときは、3月31日前の直近の決算期2回の決算確定値の合計額を記入してください。
・工事種類区分については、「記入上の注意(その2)及び(その5)」をよく読んでください。また、下請工事は発注者区分がありませんので注意してください。

発注者区分	工事種類区分	合計		(1) + (2) + (3)		(1) 土 木 工 事		(2) 建 築 工 事 ・ 建 築 設 備 工 事				(3) 機 械 装 置 等 工 事			
		住 宅		非 住 宅		住 宅		非 住 宅		住 宅		非 住 宅		機 械 装 置 等 工 事	
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千億	百億	十億	億	千億	百億	十億	億
I 元 請 工 事	新 設 工 事														
	維 持 ・ 修 繕 工 事														
	新 設 工 事														
	維 持 ・ 修 繕 工 事														
元 請 工 事 合 計															
II 下 請 工 事															

業態別工事種類一覧(建設業許可の28工事種類を基本とする分類)					
0 1 土木一式工事	1 1 電気工事	2 2 防水工事			
0 2 建築一式工事 (木造建築一式工事を除く)	1 2 管工事	2 3 内装仕上工事			
0 3 木造建築一式工事 (架け組工事を除く)	1 3 タイル・れんが・ブロック工事 (架け組工事を除く)	2 4 機械器具設置工事			
0 4 大工工事	1 4 架け組工事	2 5 熱絶縁工事			
0 5 左官工事	1 5 鋼構造物工事	2 6 電気通信工事			
0 6 とび・土工・コンクリート工事 (はつり・解体工事を除く)	1 6 鉄筋工事	2 7 造園工事			
0 7 はつり・解体工事	1 7 塗装工事	2 8 さく井工事			
0 8 石工事	1 8 しゅんせつ工事	2 9 建具工事			
0 9 屋根工事 (金属製屋根工事を除く)	1 9 板金工事	3 0 水道施設工事			
1 0 金属製屋根工事	2 0 ガラス工事	3 1 消防施設工事			
	2 1 塗装工事	3 2 清掃施設工事			

8. 兼業売上高
・建設業以外の売上高を記入してください。
・設問7と同じ決算期の決算確定値を記入してください。

9. 国内建設工事の年間受注高
・設問7と同じ決算期の決算確定値を記入してください。

10. 建設業の付加価値額及び原価等
①下記科目(1)(3)(4)(5)は、完成工事原価報告書等、下記科目(2)(6)(7)(8)は、完成工事原価報告書、損益計算書等に基づき、設問7と同じ決算期の決算確定値を記入してください。
②建設業以外の部門がある場合については売上高比率等案内分するなど、適切な方法により建設部門に対応する額を推定してください。

(注意) 1. この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査で、調査対象の企業は報告の義務があります。
2. 記入に当たっては、別紙の「記入の手引き」をよく読んでください。この調査票は機械にかけますので、汚したり、折ったりしないでください。
3. 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

(1) 標準字体を手本にしてください(枠からはみだしたり、小さすぎたりしないでください)。
(2) 筆記用具は鉛筆(HB・黒)又はシャープペンシル(0.5mm, HB, 黒)を使用し、ワープロ等による出力印字は避けてください。
(3) 間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入してください。

数字の記入例
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

○この調査票は機械にかけますので、汚損しないでください。
○標準字体を手本にしてください（枠からはみだしたり、小さすぎたりしないでください）。
○筆記用具は鉛筆（HB, 黒）又はシャープペンシル（0.5mm, HB, 黒）を使用し、
ワンプロ等による出力印字は避けてください。
○間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入してください。

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

様式第1号(第8条関係)

基幹統計調査
建設工事統計

令和 年 月 分

提出期日 令和 年 月 日

この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

※この欄は、記入しないでください。

都道府県番号 ※ ※

(大臣) (知事) 許可 1 2 ※ ※

事業所番号

[取扱注意] この調査票は、機械で読み取りますので、汚したり、折ったり、丸めたりしないでください。

【記入上の注意】

- 記入の際は、別にお配りした「記入の手引き」を参照してください。
- 記入には、必ず黒鉛筆又はシャープペンを使用し、書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。
- 調査票は機械で読み取りますので、下記の標準字体を手本に記入してください。

標準字体

調査対象工事は、

- 受注高は、国内で施工されるすべての建設工事
- 公共機関からの受注工事は、
1件500万円以上のすべての元請工事
- 民間等からの受注工事は、
以下の範囲のすべての元請工事
土木工事及び機械装置等工事は、1件500万円以上
建築工事・建築設備工事は、1件5億円以上

I. 企業等の概要（受注高がない場合でも記入してください。）

1. 企業名																						
2. 所在地 (都道府県名は省略できます。)	〒 -																					
3. 許可番号	国土交通大臣 (-) 第 号 知事 (-) 第 号																					
4. 経営組織 (該当する番号を記入してください。)	1 個人 2 会社・会社以外の法人 8 回答「2」の場合																					
5. 資本金・出資金 (支社・支店等の場合も記入してください。)	<table> <tr> <td>千億</td><td>百億</td><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td> </tr> <tr> <td> 8 </td><td> 8 </td><td> 8 </td><td> 8 </td><td> 8 </td><td> 8 </td> </tr> </table> 会社・会社以外の法人のみ記入してください。										千億	百億	十億	億	千万	百万	8	8	8	8	8	8
千億	百億	十億	億	千万	百万																	
8	8	8	8	8	8																	



記入は黒鉛筆
又はシャープペンで

(連絡先)

作成者氏名

所属課名

電話番号

内線



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

II. 令和 年 月 分 受注高（貴社で請け負った元請・下請工事の受注高を別々に記入してください。）

- ①消費税込みの金額を十万円単位で四捨五入し、百万円単位で記入してください。減額変更などで受注高がマイナスになった場合は、頭数字の左隣に「-」を付してください。②元請工事の受注高は公共機関・民間等の発注者別で記入し、共同請負工事(以下「JV工事」という。)は持分額を計上してください。(単位:百万円)

発注者区分 工事種類	元 請 工 事 の 受 注 高										下 請 工 事 の 受 注 高									
	公 共 機 関					民 間 等														
	千億	百億	十億	億	千万	百万	千億	百億	十億	億	千万	百万	千億	百億	十億	億	千万	百万	千億	百万
土木工事	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
建築工事・建築設備工事	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
機械装置等工事	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

公共機関から受注した元請工事のうち、
1件500万円以上の工事を
すべて第2面のⅢ. に記入してください。

第2面へ

民間等から受注した元請工事のうち、
1件500万円以上の土木工事及び機械装置等工事
1件5億円以上の建築工事・建築設備工事、
をすべて第2面のⅣ. に記入してください。

受注した月のみ受注高を記入してください。
過去の受注高については、記入しないでください。

Ⅲ. - 第1面 - Ⅳ.

Ⅲ. 公共機関からの受注工事（請負契約額が1件500万円以上の元請工事についてすべて記入してください。）

①「記入の手引き」を参考に、「2.施工都道府県番号」「3.発注機関」「4.目的別工事分類」「5.工事区分」「6.工事種類」「7.受注形式」欄は該当する番号を、それ以外は文字、数字を記入してください。
②請負契約額及び持分額は、消費税込みの金額を十万円単位で四捨五入し、百万円単位で記入してください。
③変更契約も含めて、請負契約額が1件±500万円以上の工事が対象となります。減額変更の場合は、頭数字の左隣枠に「－」を付してください。
④JV工事の場合は、「8.請負契約額」欄は代表者のみ、「9. JV工事の場合の貴社の持分額」欄は代表者、代表者以外の構成員ともに記入してください。

J V 工事の場合、「8. 請負契約額」欄は、代表者のみ記入
「9. J V 工事の場合の貴社の持分額」欄は、代表者、構成員ともに記入

1. 工 事 名 工事の内容が判断されるように記入してください。	2. 施 工 都 道 府 県 番 号	3. 発 注 機 関	4. 目 的 別 工 事 分 類	5. 工 事 区 分	6. 工 事 種 類	7. 受 注 形 式	8. 請 負 契 約 額 J V 工事の場合は全体の請負契約額 (単位：百万円)								9. J V 工事の場合 の 貴 社 の 持 分 額 (単位：百万円)								10. 完 成 予 定 年 月		
							千 億 百 億 十 億 億				千 万 百 万				千 億 百 億 十 億 億				千 万 百 万				令 和	年	月
							千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	億	千	百	十	万	年	月	

Ⅳ. 民間等からの受注工事（土木工事及び機械装置等工事は、1件500万円以上の元請工事について、
建築工事・建築設備工事は、1件5億円以上の元請工事についてすべて記入してください。）

①「記入の手引き」を参考に、「2. 施工都道府県番号」「3. 発注者番号」「4.工事種類」「5.工事区分」欄は該当する番号を、それ以外は文字、数字を記入してください。
②請負契約額は、消費税込みの金額を十万円単位で四捨五入し、百万円単位で記入してください。変更契約も対象となり、減額変更の場合は、頭数字の左隣枠に「－」を付してください。
③JV工事の場合は、その代表者のみ記入してください。その場合、「6. 請負契約額」欄はJV工事全体の請負契約額を記入してください。

1. 工 事 名 工事の内容が判断されるように記入してください。	2. 施 工 都 道 府 県 番 号	3. 発 注 者 番 号	4. 工 事 種 類	5. 工 事 区 分	6. 請 負 契 約 額 J V 工事の場合は全体の請負契約額 (単位：百万円)								7. 完 成 予 定 年 月				
					千 億 百 億 十 億 億				千 万 百 万				令 和	年	月		
					千	百	十	億	千	百	十	万	年	月			

様式第2号（第8条関係）

基幹統計調査
建設工事統計この調査は、統計法に基づき政府が
実施する基幹統計調査です。秘密の
保護には万全を期していますので、
ありのままを記入してください。

国土交通省



建設工事統計調査

建設工事受注動態統計調査票乙（大手建設業者）

整理番号

1. 受注高

令和年月分

（単位：百万円）

工事種類別		建											土										木			
発注者別		事務所 庁舎	宿 泊 施 設	店 舗	工 場 発電所	倉 庫 通 設	住 宅	教 育 研 究 文化施設	医 療 福祉施設	娯 楽 施 設	その他	計	治 山 治 水	鉄 道	上 下 水 道	土 地 造 成	港 湾 空 港	道 路	電線路	その他	計	計				
民間 製造 業等	製 造 業											0									0	0				
	農 林 漁 業											0									0	0				
	鉱業、採石業、砂利採取業、建設業											0									0	0				
	電気・ガス・熱供給・水道業											0									0	0				
	運 輸 業、郵 便 業											0									0	0				
	情 報 通 信 業											0									0	0				
	卸 売 業、小 売 業											0									0	0				
	金 融 業、保 険 業											0									0	0				
	不 動 産 業											0									0	0				
	サ ー ビ ス 業											0									0	0				
	そ の 他											0									0	0				
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
国 公 機 関 地 方 の 機 関	国											0									0	0				
	独立行政法人											0									0	0				
	政府関連企業等											0									0	0				
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	都 道 府 県											0									0	0				
	市 区 町 村											0									0	0				
	地方公営企業											0									0	0				
	そ の 他											0									0	0				
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
駐留軍・外国公館												0									0	0				
小 口 工 事																							0			
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
海 外												0									0	0				
総 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

2. 施工高及び手持ち工事高

(令和 年 月分)

整理番号

	合 計	建 築	土 木	(単位：百万円)
施 工 高 (月 間)	0			
手持ち工事高 (月末)	0			

※施工高は、1. 受注高の調査対象月の前月中の実績施工高
 手持ち工事高は、1. 受注高の調査対象月の前月末時点の手持ち工事高
 都道府県別受注高は、1. 受注高の調査対象月の前月中の実績受注高

3. 都道府県別受注高

(令和 年 0 月分)

(単位：百万円)

都道府県名	受 注 高	都道府県名	受 注 高	都道府県名	受 注 高	都道府県名	受 注 高	都道府県名	受 注 高	都道府県名	受 注 高
01 北海道		09 栃木		17 石川		25 滋賀		33 岡山		41 佐賀	
02 青森		10 群馬		18 福井		26 京都		34 広島		42 長崎	
03 岩手		11 埼玉		19 山梨		27 大阪		35 山口		43 熊本	
04 宮城		12 千葉		20 長野		28 兵庫		36 徳島		44 大分	
05 秋田		13 東京		21 岐阜		29 奈良		37 香川		45 宮崎	
06 山形		14 神奈川		22 静岡		30 和歌山		38 愛媛		46 鹿児島	
07 福島		15 新潟		23 愛知		31 鳥取		39 高知		47 沖縄	
08 茨城		16 富山		24 三重		32 島根		40 福岡		計	0

第 2 面

建設工事統計調査の抽出方法及び母集団推計方法の概要

1 建設工事施工統計調査

(1) 標本抽出方法

本調査は建設業法に定められた建設業の許可を有する建設業者（以下、「建設業許可業者」という）を母集団とし、以下の層化抽出の方法によって抽出した標本調査である。

完成工事高の総計の相対誤差を 10%とした場合の標本サイズは約 11 万業者であり、建設業許可業者（建設工事施工統計調査の調査対象年度末現在の許可業者、約 48 万業者）を資本金階層別、層化業種別に分類し、下記に示した条件に基づいて抽出する。

建設業許可業者 約 48 万業者
(令和 5 年度末現在)

- 大臣許可業者は全数
- 知事許可業者は以下のとおり
 - ・ 資本金又は出資金が 3 千万円以上の業者は全数
 - ・ 舗装、板金、さく井工事業の許可を有する業者は全数
 - ・ 上記以外の許可業者について、資本金階層別（7 層）、層化業種別（21 層）に分類し、各層毎に抽出率を設定して、各層ごとの標本サイズを決定
 - ・ 対象業者は、各層の標本サイズに従い都道府県へ均等に割り当てる

建設工事施工統計調査 約 11 万業者

(2) 抽出率の設定方法

全数抽出層以外業者について、各層の完成工事高の標準偏差の小さい順に A から F までの 6 つのグループに分類し、F グループは全数抽出とし、A ～ E の各グループについては、ネイマン配分により抽出率を設定。

なお、各層のグループ分類は、5 年に一度、その時点での最新の調査データに基づき、見直しを行う。

標準偏差によるグループの区分方法

グループ名	標準偏差（百万円）
A	～ 50 未満
B	50 ～ 100 未満
C	100 ～ 200 未満
D	200 ～ 300 未満
E	300 ～ 500 未満
F	500 以上

層別のグループの区分（知事許可業者）

許可区分：知 事

令和4年3月末 現在

資本金階層		個人	0～ 200万円未満	200万円～ 500万円未満	500万円～ 1000万円未満	1000万円～ 2000万円未満	2000万円～ 3000万円未満	3000万円以上	
層化業種									
1.	一般土木建築工事業	C	B	C	C	D	F	悉皆	
2.	土木工事業	A	B	B	C	E	E		
3.	舗装工事業	悉皆							
4.	しゅんせつ工事業	A	B	C	C	C	E		
5.	建築工事業	A	B	C	C	E	F		
6.	大工工事業	A	B	B	C	D	D		
7.	とび、土工、コンクリート工事業	A	B	C	C	E	D		
8.	鉄骨工事業	A	B	B	C	E	F		
9.	鉄筋工事業	A	A	C	C	E	D		
10.	石工、れんが、タイル、ブロック	B	C	C	C	D	F		
11.	左官工事業	A	A	B	B	C	D		
12.	屋根工事業	A	B	B	C	E	D		
13.	板金、金物工事業	悉皆							
14.	塗装工事業	A	B	B	B	C	D		
15.	その他職別工事業	A	A	B	C	D	E		
16.	電気工事業	A	A	B	B	C	D		
17.	電気、通信信号装置工事業	A	B	C	B	C	E		
18.	管工事業	A	B	B	B	C	D		
19.	さく井工事業	悉皆							
20.	機械器具設置工事業	A	B	B	C	C	F		
21.	その他設備工事業	A	B	B	B	C	E		

（３）．欠測値の補完

建設業法に基づく経営事項審査や決算の変更届を提出した業者の行政記録情報をもとに、未回収業者の代替標本を作成している。

さらに、経済センサス-活動調査等に基づき、実績があると考えられる業者相当分をウェイトで補完している。

ウェイト＝（回収業者数＋実績があると考えられる業者相当分）／ 回収業者数

※ウェイトは層別に算出。また、上記式において、未回収業者の代替標本は、回収業者数に含む。

（４）．母集団の推計方法

各層毎に設定された抽出率の逆数に、「（３）．欠測値の補完」において算出したウェイトを乗じることにより、推定値を算出する。

推定値 ＝ウェイト×（１／層別抽出率）×回答項目

2 建設工事受注動態統計調査

(1) 標本抽出方法

制度創設時の検討において、受注高の標準誤差率と報告者及び都道府県の負担を勘案して設定した標本サイズは約 12,000 業者であり、

- ①前年度実施の建設工事施工統計調査の調査対象名簿をもとに
- ②前々年度の完成工事高により、以下の表の条件により抽出

【甲調査】

- ・完成工事高が 1 億円未満の業者は抽出しない
- ・完成工事高が 50 億円以上の業者は全数抽出
- ・上記以外の業者については、完成工事高及び公共元請完成工事高に基づき完成工事高を指標としたネイマン配分により抽出率を設定（半数は都道府県別業者数に応じて抽出、残りの半数は都道府県別に均等抽出）

【乙調査】

- ・完成工事高が 50 億円以上の層から、大手建設業者を有意抽出

		完 成 工 事 高（前々年度）			
		1億未満	1億以上	10億以上	50億以上
公共元請 完成工事高	3千万未満	×	○	○	◎
	3千万以上	×	○	○	◎
	3億以上	—	○	○	◎
	10億以上	—	—	○	◎

凡例 ◎:全数調査 ○:標本抽出 ×:抽出しない —:存在しない

(2) 母集団の推計方法

調査結果については、建設業許可業者全体への復元（母集団推定）を行う。復元母集団は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者の名簿である。

建設工事受注動態統計調査は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者のうち、建設工事施工統計調査の回答業者の中から抽出を行っている。

この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数、建設工事受注動態統計調査の回収率の逆数及び建設工事施工統計調査における未回答業者の欠測値補完方法に基づく乗率を各標本の調査結果に乘じることにより、母集団推定値を算出（復元）する。

なお、乙調査は有意抽出調査であり、母集団への復元を行わない。

建設工事統計調査の必要性等について

1. 建設工事統計調査の目的について

建設工事統計調査（以下「本調査」という。）は、建設工事及び建設業の実態を明らかにし、建設行政等に必要な基礎資料を得ることを目的として実施する調査である。

本調査のうち、建設工事施工統計調査は昭和 31 年から実施されており、建設工事受注動態統計調査は平成 12 年に「公共工事着工統計調査」、「民間土木工事着工統計調査」、「建設工事受注統計調査」を再編して実施している。

平成 21 年 4 月からは、新統計法（平成 19 年法律第 53 号）の全面施行に伴い、本調査は、同法第 2 条第 4 項第 3 号に規定される基幹統計（建設工事統計）を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

2. 建設工事統計調査の必要性について

建設工事統計調査は建設工事及び建設業の詳細な実態を把握することができる唯一の統計調査であり、重要な統計調査として統計法に基づく基幹統計に指定されている。

そのうち、建設工事施工統計調査（以下「施工調査」という。）は、建設工事の完成工事高に加え、就業者数や付加価値なども総合的に把握しており、建設業及び建設活動に関する基本的な調査として欠かすことができないものである。

また、建設工事受注動態統計調査（以下「動態調査」という。）は、建設業者の建設工事受注動向を月次で把握することができる唯一の統計調査であり、建設行政や経済政策を実施する上で必要不可欠なものである。

【政府内において想定されている主な利活用】

〔区分〕

■重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料

■基幹統計など重要な統計作成への利用

□国際機関への提供など国際比較上の利用

■その他

〔具体的な利活用〕

（1）施工調査

① 産業連関表や建設投資見通しなど建設行政や経済政策等の基礎資料

② 建設業を対象とする各種標本調査のフレーム情報

（2）動態調査

③ 月例経済報告など建設行政や経済政策の基礎資料

④ 建設総合統計の基礎データ

（→四半期別 GDP 速報（QE）の推計に活用）

3. 他調査との重複

建設工事に関する調査としては、本調査のほかに建設業構造実態調査（一般統計調査）がある。

しかしながら、建設業構造実態調査は、建設業の基本的な構造を明らかにすることを目的とし、営業活動、取引関係、経営管理等に係る事項を調査するものであり、新設・維持修繕別や施工都道府県別等に建設工事の完成工事高等を詳細に把握し、建設工事及び建設業の実態を明らかにすることを目的とする本調査とは、調査事項の内容が基本的に異なっているとともに、建設業構造実態調査は本調査をフレームとした5年周期のサンプル調査となっており、本調査の代替とすることはできない。

4. 既存の行政記録情報の活用について

動態調査の作成に活用可能な毎月の受注高に関する既存の行政記録情報は存在しない。

施工調査については、建設業許可に係る資料を活用することにより、一部のデータを代替することは可能であるが、一方でまったく代替できないデータもある。例えば、完成工事高については、新たなものをつくっては古いものを壊していくフロー型市場から既存のものを活用するストック型市場へ向かっている我が国において、重要な資料となる維持修繕工事のデータを代替できる既存の行政記録情報は存在しない。

また、建設業許可に係る資料のうち、電子的に保有している企業名、許可番号、資本金等の情報については、調査票配布に際してプレプリントを行うために活用しており、完成工事高や付加価値額等の情報については、回答内容に疑義があった際の確認や、未回答業者の欠測値の補完において活用している。一方、紙媒体のみが存在する情報については、現在の財政状況、国や法定受託事務の実施者である都道府県の定員の状況も勘案し、疑義の解消等の必要に応じて一部の情報を活用している。

5. 事業所母集団データベースの活用

重複是正については、調査対象名簿抽出後、速やかに行う。(動態調査：2月下旬、施工調査：5月下旬)

また、履歴登録については、重複是正後、速やかに調査対象名簿を提出した上で、最終的な調査結果名簿については、可能な限り速やかに提出する。(動態調査：7月下旬、施工調査：10月下旬)